

糸魚川市地域おこし協力隊（根知地区） 募集要領

糸魚川市は新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接しており、市域には妙高戸隠連山と中部山岳の二つの国立公園と三つの県立自然公園を有し、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源や水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっており、それらの優れた地質資源を「ジオパーク」と定義し地域振興を図る取組を推進してきた結果、平成 21 年 8 月、「糸魚川ジオパーク」は日本初の世界ジオパークに認定されました。

一方、平成 17 年 3 月の合併時に 49,844 人だった人口は令和 4 年 4 月 1 日現在で 40,171 人まで減少しているほか、高齢化率も合併時は約 31%でしたが、現在は約 40%に上昇しています。特に中山間地域においては人口減少と高齢化が著しく、集落機能の維持・活性化に大きな支障をきたしています。

市では 11 名の集落支援員と、9 名の地域おこし協力隊員を配置して中山間地域集落への維持・活性化支援を行っています。人口減少と中山間地域における課題解決策のひとつとして、都市圏からの移住により定住人口の増を図るとともに、さらなる中山間地域の集落機能の維持・活性化支援を図るため、地域おこし協力隊を募集します。

*糸魚川市の風景写真



募集概要

No.	項目	内 容
1	募集人員	以下の業務に取り組む地域おこし協力隊員 1名 ①根知地区地域づくり活動支援業務
2	活動内容等	①根知地区地域づくり活動支援業務 ○活動地：糸魚川市根知地区 ○活動内容： （1）根知の資源を活かした体験プログラムの企画・実践 （2）移住・定住促進業務 （3）情報発信業務（HP、SNS等での発信） （4）根知未来会議の法人化に向けたサポート （5）根知未来会議の活動 ○その他の活動 （1）協力隊員相互及び集落支援員と連携した活動
3	募集対象	(1)過疎、山村、離島、半島地域以外の都市地域に住民票がある方で、糸魚川市に住民票を異動できる方 (2)市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方 (3)年齢20歳以上、概ね45歳未満の方。性別は不問 (4)心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方 (5)地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域活性化に尽力できる方 (6)普通自動車免許を取得されている方（AT限定可） (7)パソコン操作（ワード、エクセル、インターネット、Eメール等）ができる方
4	任用形態	地域おこし協力隊として、糸魚川市長が委嘱します。 （糸魚川市と協力隊業務の委託契約を結んでいただき、糸魚川市との雇用関係はありません。）
5	委嘱期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※委嘱期間の満了後に延長することがあります（委嘱日から最長3年） ※ただし、職務怠慢等、隊員として相応しくないと判断された場合は、委嘱期間中であっても委嘱を打ち切る場合もあります。
6	活動時間	原則一日6時間程度
7	休憩時間	1時間
8	勤務日・休日	活動は、週4日程度 ※ただし、活動内容により夜間等に勤務を要する場合があります。
9	兼業・研修等	・業務に支障が無い場合は兼業が可能です。 ・新潟県等が実施する研修会に参加していただきます。
10	委託料	・月額 233,000円

11	活動経費	<p>・年額 1,440,000 円（上限）</p> <p>※委嘱日が年度途中となる場合は、日割り計算（上限 120,000 円×活動月数）</p> <p>※活動対象経費の実績により毎月清算します。</p> <p>※活動実績による支払いのため、必ず上限額が支払われるものではありません。</p> <p>※詳細については、契約時に相談し決定します。</p> <p>【活動経費として対象となるもの】</p> <p>①任期中の住居に係る費用</p> <p>※地区で用意した住居に居住していただきます。</p> <p>活動のための住宅（借間を含む）を借り受け、月額 10,000 円（税込み）を超える家賃を支払う場合に、活動費から支出できます。（月額上限 50,000 円）。</p> <p>②次の項目に該当する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動車両借上げ 25,000 円／月（上限） ・活動車両燃料費 10,000 円／月（上限） ・パソコン借上げ費 22,000 円／月（上限） <p>③その他費用（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に係る消耗品、消耗機材、書籍、材料等に要する経費 ・研修受講に要する経費 ・申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料 <p>【活動経費の対象とならないもの（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食代 ○事業収入を伴う経費 ○土地、建物、車の購入費 ○高額な物品購入費 ○個人の資産となる経費 ○国民健康保険料、国民年金保険料等
12	応募・選考方法	<p>●選考の流れ</p> <p>(1)オンラインによる個別説明・相談</p> <p>※お気軽にお問い合わせください。</p> <p>【お問合せ先】</p> <p>糸魚川市総務部企画定住課（担当：高橋）</p> <p>TEL：025-552-1511</p> <p>FAX：025-552-1090</p> <p>MAIL：kikaku@city.itoigawa.lg.jp</p> <p>(2)第1次選考</p> <p>応募書類受付後、書類及びリモート面談の上、文書にて選考結果を通知します。なお、応募書類の返却はしません。</p>

		<p>以下の書類を郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込用紙（糸魚川市ホームページからダウンロードをお願いします。） ※糸魚川市のホームページ上で「地域おこし協力隊」と検索してください。 ・マイナンバーカードまたは運転免許証の写し ・住民票の写し <p>【提出先】 〒949-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5 糸魚川市総務部企画定住課（担当：高橋） TEL：025-552-1511 FAX：025-552-1090 MAIL：kikaku@city.itoigawa.lg.jp</p> <p>(3)第2次選考 第1次選考合格者を対象に行います。 着任予定地域での暮らし・体験活動や面談を予定しています。 第2次選考の日時等は第1次選考結果を通知する際にご相談させていただきます。 なお、第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。</p> <p>(4)最終選考結果の通知 2次選考後、約1か月以内に文書で通知します。</p> <p>(5)その他 ・内定後、関係者との顔合わせや住居確認等の後、着任となります。 ・不明な点等が御座いましたら、お気軽にお問い合わせください。 オンラインでの相談等も対応いたします。 ・1か月程度の着任体験（インターンシップ）が可能です。ご相談ください。</p>
13	応募締切日	令和5年1月12日～令和5年3月31日 （採用者が決定次第、締め切らせていただきます。）
14	問合せ先	糸魚川市 総務部 企画定住課 地域振興係（担当：高橋） 〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1丁目2番5号 TEL：025-552-1511（代表） FAX：025-552-1090 URL：http://www.city.itoigawa.lg.jp/ Mail： kikaku@city.itoigawa.lg.jp